

件名	長期在留する非正規滞在外国人住民を正規化し、誰もが希望の持てる社会を築くための意見書の提出に関する陳情			
提出者住所氏名	板橋区大山東町 特定非営利活動法人 ASIAN PEOPLE'S FRIENDSHIP SOCIETY 代表理事 G			
受理年月日	平成26年8月26日	受理番号	第11号	

要旨

非正規滞在外国人住民も長きにわたり地域で生活をしてきました。近年、高齢者、障がい者、非正規滞在外国人住民等の社会的弱者がますます声を挙げづらい社会になっています。非正規滞在外国人住民が正規化され、地域で共に生活ができるような寛容な社会は、誰もが希望の持てる社会であると言えます。

非正規滞在外国人住民が地域において共に生活することができるように、下記事項について、政府及び国会に対し、意見書を提出してください。

- 1 長期在留している非正規滞在外国人住民を速やかに正規化すること。
- 2 非正規滞在外国人住民等誰もが希望を持てる社会を築くこと。

(理由)

日本社会は古来より「寛容さ」を美德としてきました。日本社会が持つ「寛容さ」は諸外国から尊敬され、海外からも多くの方が日本に流入するようになり今日に至っています。しかし、近年の日本社会においては、急速に「寛容さ」が失われつつあります。

非正規滞在外国人住民だけではなく、高齢者、障がい者等の社会的弱者がますます声を挙げづらくなっており、高齢者の孤独死、障がい者への差別、非正規滞在外国人住民の強制送還等が連日報道されています。

かつて、日本には多くの非正規滞在外国人住民がおり、1993年には298,646人を数えました。1993年末時点での外国人登録者数は1,320,748人であることから、外国人住民の約5人に1人が非正規滞在の状態にありました。日本社会が非正規滞在外国人住民を必要としていた時代が確かに存在し、当時景気が良かった日本社会においては、非正規滞在外国人住民は労働力として期待されていました。また、非正規滞在外国人住民は、母国では産業が未発達で仕事がないため、両親や兄弟を養ったり、学校に通わせるために日本への出稼ぎを選択したのです。しかし、日本には建築現場や工場、飲食店等で働くための在留資格は、当時はもちろんのこと未だに存在しません。現実と法の間ギャップ

があることは否めません。

2000年代に入り、日本経済の低迷に伴い、非正規滞在外国人住民の取り締まりが厳しくなり、毎年多くの非正規滞在外国人住民が母国へ強制送還されました。

日本には2014年1月現在、59,061人の不法在留者（非正規滞在外国人住民）が存在しています。非正規滞在外国人住民が未だ帰国できずに日本社会に残っているということは、それだけ日本社会に留まらなければならない深刻な事情を抱えていると言えます。その中には、地域に根付いて生活をしている者、子どもが日本で生まれて大きく成長した者等が存在しています。

また、墨田区にも非正規滞在外国人住民が存在し、改定された出入国管理及び難民認定法が2012年7月9日に施行されたことに伴い、住民基本台帳から排除されるまでは、非正規滞在外国人住民は区役所で外国人登録を行い、墨田区の「住民」として生活をしてきました。

非正規滞在外国人住民を正規化し、地域で共に生活できるような寛容な社会は誰もが希望の持てる社会であると言えます。そのような社会を地域において築くことを目指すため、墨田区議会においても本陳情を採択されることを求めます。

以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。

以 上